

重点項目4 生涯を通じた男女の健康支援

【現状と課題】

男女がそれぞれの性に関わる身体的特徴に理解を深め、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。男女が主体的に行動し、健康を享受できるようにするために、心身及びその健康についての正しい知識と情報を入手できるようにすることに加え、特に女性においては、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるといった、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意し、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」^{※6}の視点を踏まえる十分な配慮が必要です。

さらに、近年は、女性の就業の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化への対応が求められています。生涯にわたる女性の健康づくりを支援するため、性感染症予防や妊娠・出産期に関わる諸課題についての正しい知識の普及・啓発をしていく必要があります。

一方、本市の自殺者の約7割は男性となっています。この背景には、健康問題、勤務問題や経済・生活問題、また、男性自身が「男性としてのあるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み精神的に孤立しやすい状況にあるということなどが考えられます。このことから、男女共同参画の視点を踏まえ、自殺予防も視野に入れた心身の健康支援を進める必要があります。

スポーツ分野においては、男女が年代を問わず日常的にスポーツに親しみ生涯を見通した健康な体づくりを進めるために、関連情報の収集や提供、指導者の確保・育成及び関係団体の支援や連携に取り組むことが必要です。

また、健診（検診）を受診しやすい環境づくりに引き続き努めるとともに、健康上の問題の有無にかかわらず男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組を推進する必要があります。

※6 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔及び出産するときを責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。(国第4次男女共同参画基本計画)

| 施策の方向① 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 | | | |
|---------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
| 24 | 心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供 | 男女が生涯を通じて、心身の健康状態に応じて適切な自己管理を行うことができるよう、健康づくりに関する情報や健康相談等の機会を提供します。特に、妊娠や出産をする可能性のある女性は、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することについて、男性を含め広く社会全体の認識を高めることを踏まえて、生涯を通じた男女の健康づくりへの気運の醸成を図ります。 | 健康増進課 |
| 25 | 男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援 | 男女の身体的違いに配慮し、女性特有の健康に係る諸課題に対応するとともに、男性は女性に比べて肥満、喫煙、飲酒等の健康指数が低く、また、30代、40代を中心に長時間労働者が多い状況等を踏まえ、生涯を通じた男女の健康づくりを支援する取組を推進します。 | 健康増進課 |
| 26 | がん検診受診率向上に向けた取組や女性特有の疾患等に関する普及啓発 | 女性特有の疾患に対応した検診である子宮がん検診や乳がん検診の受診率の向上に取り組むとともに、早期発見・予防のための普及啓発や、女性が受診及び相談しやすい環境整備を推進します。 | 健康増進課 |
| 27 | 男女の健康状況や運動習慣の違いを踏まえた運動機会の提供 | 生涯にわたる男女の健康を確保するためには、運動習慣の有無が密接に関連することから、健康状況や運動習慣の状況に関する性差によるニーズの違いに配慮し、全ての人ができる環境整備を推進し、運動機会の提供を図ります。 | 市民体育課 健康増進課 |

| 施策の方向② 妊娠・出産等に関する健康支援 | | | |
|-----------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
| 28 | リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての理念の普及啓発 | 男女共同参画の正しい理解の下、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の重要性について、市民への理解の浸透を図る普及・啓発に取り組みます。 | 健康増進課 企画政策課 |

| | | | |
|----|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 29 | 妊娠・出産期における健康管理の充実 | 妊婦等に対して早期の妊娠届出を促すことなどにより、妊娠・出産期の健康管理の充実を図ります。 | 健康増進課 |
| 30 | 不妊・不育治療 ^{※7} に関する支援の充実 | 不妊・不育治療に係る経済的負担の軽減を図るための助成を行います。また、不妊に対する相談に「性と生殖に関する健康と権利」の視点に留意しながら、関係機関との連携を図り不妊治療に関する情報提供に努めます。 | 健康増進課 |

施策の方向③ 性に関する正しい理解の促進

| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 31 | 性に関する正しい知識の普及 | 個人が自らの将来のデザインを主体的に描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、性感染症の罹患率、人工妊娠中絶の実施率等の動向を踏まえつつ、性に関して正しい知識を身に付け、適切な行動をとることができるようにするため、学校等において、関係機関と連携して人権尊重と男女平等を基盤とする男女共同参画の視点に立った性教育に取り組みます。 | 健康増進課 学校教育課 |

出水市の自殺者数と男女の割合

(人)

| 年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | 5年間の合計 |
|----|------|------|------|------|------|--------|
| 男性 | 13 | 14 | 7 | 11 | 10 | 55 |
| 女性 | 3 | 5 | 7 | 3 | 8 | 26 |
| 計 | 16 | 19 | 14 | 14 | 18 | 81 |

鹿児島県衛生統計年報より

| 年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | 5年間の平均 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 男性 | 81.2% | 73.7% | 50.0% | 78.6% | 55.6% | 67.9% |
| 女性 | 18.8% | 26.3% | 50.0% | 21.4% | 44.4% | 32.1% |

※7 不育治療

不育症の治療のこと。不育症とは、妊娠はするが、妊娠22週以前の流産を繰り返す反復流産（流産を2回以上繰り返した場合をいう。）及び習慣流産（流産を3回以上繰り返した場合をいう。）又は死産及び早期新生児死亡（新生児が1週間以内に死亡する場合をいう。）を繰り返す状態をいう。（出水市不妊治療費等女性事業実施要綱）

重点項目5 生活上の困難を抱えやすい女性等が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

家族形態の多様化、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などが進行する中で、非正規雇用労働者やひとり親家庭等、幅広い層で貧困など生活上の困難に陥りやすい人が増加しています。そのうち女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用労働者が多いこと、賃金等の処遇に男女格差があること、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害により社会生活に支障を来しやすいことなどから、男性に比べ貧困等生活上の困難に陥りやすくなっています。

特に、高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方等のライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され、固定化されて現れることに留意する必要があります。

さらに、障がいのある女性や外国人の女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。

一方、単身世帯や父子世帯、介護中の男性の中には、固定的性別役割分担意識に基づく地域や家庭との関わり方や仕事優先の働き方により地域からの孤立等の問題を抱える人もおり、この状況は、今後更に深刻化することが懸念されます。

このような状況の中、生活上の困難や課題に直面している人が安心して暮らせるようになるためには、固定的性別役割分担意識の解消を基盤とする多様な家族形態やライフスタイルを認め合う意識の醸成や環境整備など、性別に関わりなく個人としてのニーズに配慮した取組の推進が不可欠です。



施策の方向① ひとり親家庭等への支援

| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 32 | ひとり親家庭等への支援 | ひとり親家庭は、経済、子どもの教育、健康面などで生活上の困難や課題を抱えやすく、仕事と家庭の両立も難しいことなどから、個々の状況に応じた子育て、生活、就業、経済面などの総合的な支援を行います。 女性には、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多く経済的に困窮しやすいこと、男性は、固定的性別役割分担意識に基づく地域との関わり方や仕事優先の働き方により地域から孤立しやすいことなどに配慮します。 | こども課 |

施策の方向② 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境の整備

| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 33 | 高齢者の就業促進と雇用の確保 | シルバー人材センターと連携し、高齢者が身近な地域で生きがいを持って安心して就業できる機会の確保に努めます。支援に当たっては、高齢者の現状が、若い時期からの社会における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響を大きく受けていることを踏まえた上で、それぞれの高齢者の生活実態や価値観、身体的機能等の違いに配慮して支援を行います。 | いきいき長寿課 シティセールス課 |
| 34 | 高齢者の自立に向けた生活支援 | 高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加していることから、高齢者が不安を抱えず安心して暮らせるよう、高齢者の孤立化の防止に向けて地域全体で高齢者を見守る支援体制の整備を図るとともに、高齢男女のニーズや一人ひとりの生活実態を踏まえて、高齢者の自立に向けた社会参加を促進する生きがいづくりの支援を行います。 | いきいき長寿課 農政課 企画政策課 |
| 35 | 高齢者の人権を尊重する介護の質の向上の促進 | 高齢者の人権を尊重し、介護予防対策、介護サービスの提供等を通して介護の質の向上を図ります。 また、住民参加を基本とする地域の支え合いの仕組みづくりを進め、家族介護の負担軽減に取り組むとともに、地域から孤立する介護者や介護に必要な家事等に困難を抱えていたり地域との関わりが希薄であるため支援を求めることができない状況にある男性介護者へも配慮して支援を促進します。 | いきいき長寿課 |

| | | | |
|----|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 36 | 障がい者の自立支援と生活環境の整備 | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障がい者が必要とする支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい者の相談支援や就労支援など地域生活支援の提供体制の整備を図ります。障がいのある女性は、障がいに加えて、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意して支援を行います。 | 福祉課 |
| 37 | 複合的な困難や課題に直面しやすい人々への支援 | 外国人等に対する様々な偏見等により生活上の困難に直面しやすい人々の支援に当たっては、女性であることで複合的に困難な状況に置かれやすいことに留意します。 また、その他人権を侵害される問題についても、性別に起因した複合的な人権問題が存在していることへの認識に立った普及・啓発を図ります。 | 市民生活課 |

施策の方向③ 生活困窮者等への支援

| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 38 | 生活困窮状態にある人に対する自立に向けた支援 | 複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じて、その自立を促進するため、「生活困窮者自立支援法」に基づく相談支援、就労支援、住居確保支援、家計相談支援等を包括的に行います。 支援に当たっては、性別にかかわらず多様な生き方・働き方を尊重し、個人の個性や能力が発揮できるよう支援します。 | 福祉課 |

重点項目6 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

全ての人には、安心・安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

そのうち、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の暴力の被害者の多くは女性です。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的性別役割分担意識など、過去から今日に至るまでの男女が置かれてきた社会的・構造的問題があるといわれており、これらの暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

平成27年度に実施した市民意識調査では、配偶者やパートナーから身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力のいずれかを受けたことのある女性は、39.0%となっており、約3人に1人がその被害を経験し、そのうち「何度もあった」が18.9%であるなど、深刻化が懸念されるところです。また、配偶者やパートナーから暴力や嫌がらせ等を受けた経験のある女性の4割は、「どこ（誰）にも相談しなかった（できなかった）」と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向にあります。

ハラスメント行為は職場だけでなく、地域や学校などあらゆる場で起こる可能性があります。こうした行為が個人の尊厳を傷つけ、人権に関わる問題であることへの理解を深める取組を推進する必要があります。

また、近年は、SNS^{*8}などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力をはじめ、暴力は一層多様化していることから、若年層に向けた予防啓発を推進する必要があります。

このような現状を踏まえ、暴力の社会的背景や構造的な問題について正しい理解を深め、啓発活動等を実施し、あらゆる暴力を容認しない意識の醸成を図るとともに、相談体制の充実をはじめ被害者が相談しやすい環境づくりを進め、被害の潜在化を防止する取組が必要です。

また、関係機関と連携強化を図り、被害者の立場に立った切れ目のない支援に一層取り組んでいく必要があります。

*8 SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略で、インターネット上のコミュニケーションを促進する登録制のサービス。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

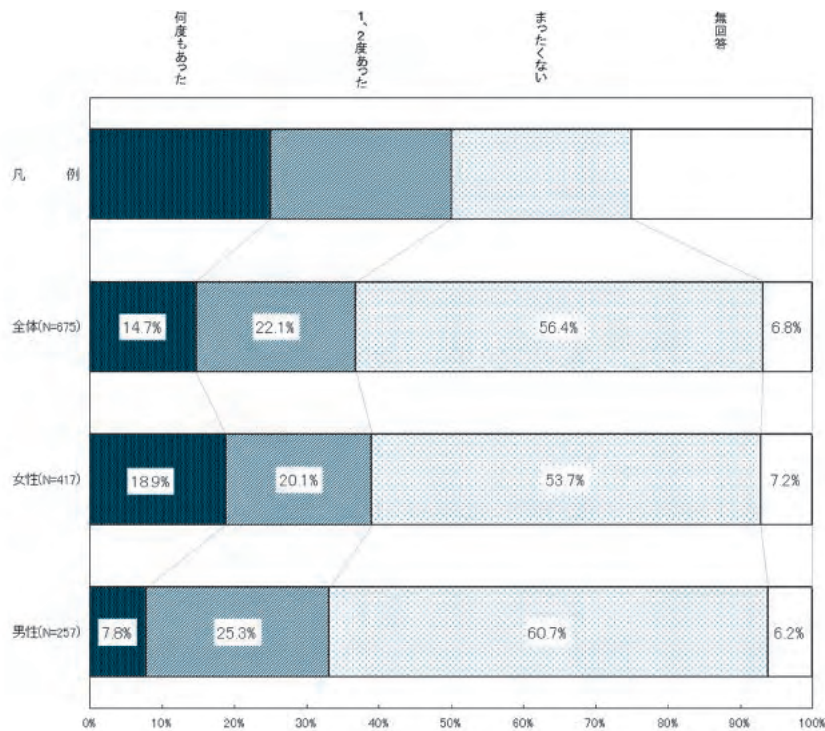
施策の方向① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 39 | 暴力を容認しない意識の醸成 | <p>女性に対するあらゆる暴力は、基本的人権を侵害する行為であり、その背景には、今日に至るまで男女が置かれてきた社会的・構造的な問題があるといわれています。その課題解決に向けて、人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない意識の醸成を図ります。</p> <p>また、配偶者等からの暴力は、依然として個人的な問題としてとらえられる傾向にあり、「どこにも誰にも相談していない」被害者の潜在化が課題となっています。そのため、被害者を早期に発見し、支援に結び付けていくことができるよう、配偶者等からの暴力に関する正しい理解や被害者保護制度の普及・啓発を図ります。</p> | 企画政策課 市民生活課 こども課 |
| 40 | 交際相手からの暴力(デートDV)の予防啓発 | 若者が当事者となりやすい交際相手からの暴力の予防・防止に向けた教育・啓発活動を関係機関と連携して取り組みます。 | 企画政策課 学校教育課 |
| 41 | 安心して相談できる相談環境の整備 | プライバシーの保護や相談者の心情に配慮した相談体制の環境づくりに取り組むとともに、被害者の二次被害を防止し、適切な相談対応が行われるよう相談業務の充実を図ります。 | こども課 健康増進課 生涯学習課 |
| 42 | 被害者の安全確保と心身の健康回復・自立に向けた支援 | <p>身の安全を確保するため保護する必要がある被害者については、関係機関等と連携協力して一時保護施設への入所を行うなど適切な保護に結びつけます。</p> <p>また、被害者が心身の健康を回復するため、関係課、医療機関、配偶者暴力相談支援センター等が連携して専門的ケアを受けられるようにするとともに、被害者の自立した生活を支援するための就業、住宅の確保、保護命令制度や各種支援制度の活用等を支援します。</p> | こども課 住宅課 健康増進課 市民生活課 いきいき長寿課 |
| 43 | 家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援 | 子どもが育つ家庭環境に配偶者等に対する暴力が存在することは、児童虐待に当たり、子どもの成長に深刻な影響を及ぼします。配偶者等に対する暴力によって心理的外傷を負っている子どもを早期に発見し、関係機関と連携し、被害を受けている親子の安全確保や心身の回復等を支援します。 | こども課 学校教育課 健康増進課 |

施策の方向② ハラスメント等の防止に向けた取組の推進

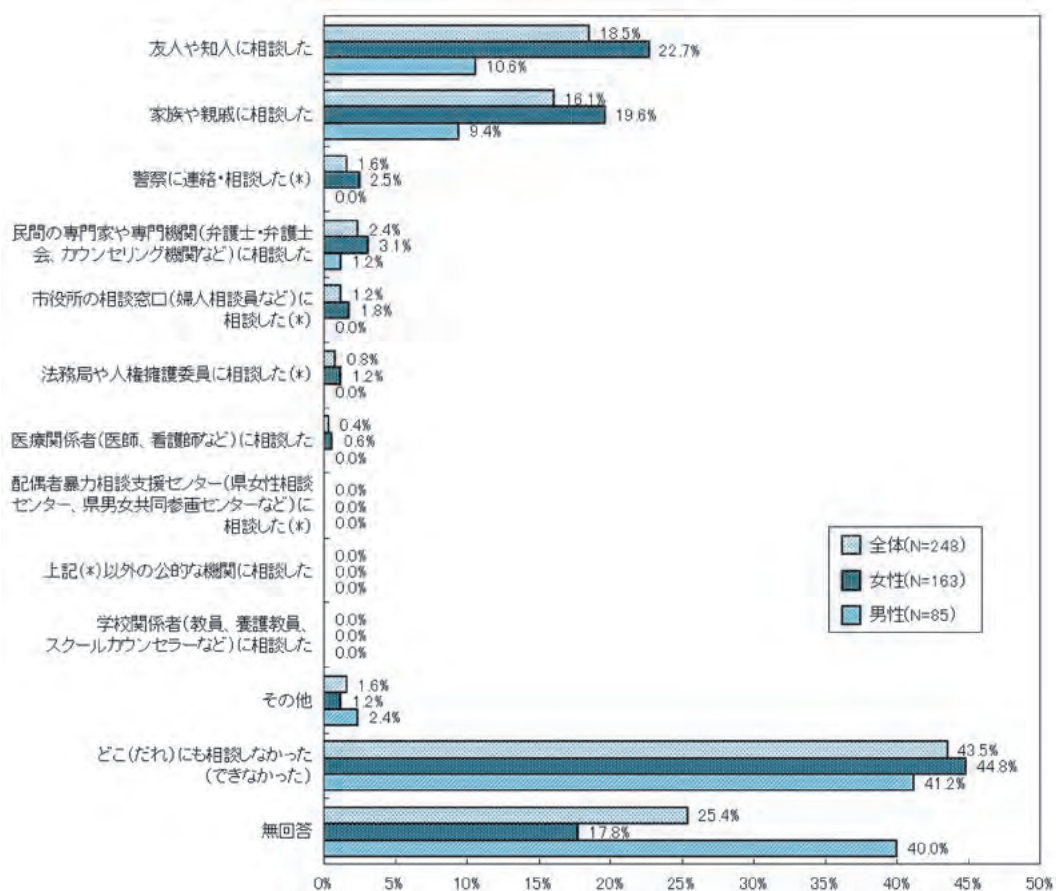
| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 44 | セクシュアル・ハラスメント等防止に向けた取組 | セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の各種ハラスメントは個人的問題としてわい小化され、潜在化する傾向にあるため、固定的性別役割分担意識や力関係など、男女が置かれている状況を背景とした、社会の構造的な問題であるという理解を広め、その防止対策や被害者支援、その根底にある差別意識の解消に向けた啓発を関係機関と連携しながら進めます。 | 企画政策課 シティセールス課 |

● 配偶者やパートナーから暴力や嫌がらせ等を受けた経験



資料：市「平成27年度男女共同参画に関する意識調査」

● 暴力や嫌がらせ等の相談先



資料：市「平成27年度男女共同参画に関する意識調査」

重点項目7 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

誰もが安心して暮らすことができる社会づくりを目指す男女共同参画社会の形成に当たっては、人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの場である地域での取組が重要です。しかし、地域においては、依然として固定的性別役割分担意識が根強くあり、それに基づく慣習・慣行が方針決定の場への女性をはじめとする多様な人の参画を阻む要因となっています。

中でも、災害が発生すると、平常時における固定的な性別役割分担意識が影響して、増大する家庭的責任が女性に集中する一方、男性に復旧作業の負担がかかったり、避難所の運営が主に男性によって行われたりすることにより、女性や子育て家庭のニーズが反映されていないことなどの問題が生じています。

そのため、防災分野に女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する取組が求められています。

また、高齢化の進行等により地域課題が多様化する中、経済的困窮や社会的孤立の状態にあるなど生活上の困難を抱える人が増加し、拡大する公共サービスの需要に行政のみで対応することが難しくなってきたことから、地域に根差した組織等における共助により人々の生活基盤を支える取組が求められています。

その際、女性をはじめ多様な人の参画と多様な団体等と連携・協働を進めることが必要です。

これらの取組が、地域の実情に応じて行われ、確かな地域力の向上と持続可能な地域社会の実現につながるためには、地域の多様性についての実感的理解が住民間で共有されて行われるよう、その前提となる、人権尊重と男女平等を基盤とする男女共同参画の視点を踏まえることが不可欠です。

そのため、地域に根差した組織等における意思決定過程への女性の参画の拡大を図るとともに、地域課題の解決に向けた実践活動を行う人材の育成を行い、地域活動に男女共同参画の視点が反映されるよう多様な機会を捉えた働き掛けを行う必要があります。

| 施策の方向① 人材育成等による地域コミュニティの基盤づくりの推進 | | | |
|----------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
| 45 | 地域での男女共同参画の推進を担う人材の育成・支援 | 地域の多様化に対応し住民自治の力量を高める必要があります。地域生活の基盤となるコミュニティ活動が、性別にかかわらず多様な住民の参画により行われるよう、人々に最も身近な暮らしの場である地域において男女共同参画を推進する人材を育成するとともに、その活動を支援します。 | 企画政策課 総務課 |
| 13 (再掲) | 自治会等地域活動における方針決定過程への女性の参画の拡大を図る取組の推進 | 地域の多様化と持続可能な地域の活力を担うコミュニティづくりへの要請に対応するため、自治会等における方針決定過程への女性の参画の拡大を図る必要があります。そのため、固定的性別役割分担意識に基づく運営や活動の在り方等慣行の見直しに向けた意識啓発を図ります。 | 総務課 企画政策課 |

| 施策の方向② 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進 | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
| 46 | 地域における生活者の多様な視点を反映した防災体制の推進 | 生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する対策や方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大に取り組むほか、男女共同参画の視点を踏まえて、防災訓練や避難所運営及び災害対応に向けた取組を進めます。 | 安心安全推進課 消防本部 |

| 施策の方向③ 男女共同参画の視点に立った自治会等地域活動の推進 | | | |
|---------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
| 47 | 各種団体・組織等における方針決定過程への女性の参画を進める取組の推進 | P T A やスポーツ団体、地域づくり活動団体等における方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、情報提供等を通じた働き掛けを行います。 | 生涯学習課 市民体育課 企画政策課 総務課 農政課 |